

けんぽだより

volume **23**
平成24年 臨時号

三井住友海上健康保険組合

健保財政の **状況** と **対応** について

保険料の引き上げと付加給付制度の見直しを検討しています

「けんぽだより」平成24年春号及び夏号でもご案内の通り、近年の納付金（高齢者医療負担金）の大幅な増加と給付費の増大による慢性的な赤字を主因に、過去からの蓄積である別途積立金は本年度末において枯渇寸前の状況となることが見込まれ、他健保組合に比して極力保険料率の引き上げを抑えてきた当健保組合も次年度以降保険料率の大幅な引き上げが不可避の状況となっています。

この問題に対処するため、本年7月23日開催の定例組合会に引き続き、10月23日開催の臨時組合会で次年度以降の保険料率の引き上げと付加給付制度の見直しについて論議し、その方向性が確認されましたのでお知らせします。

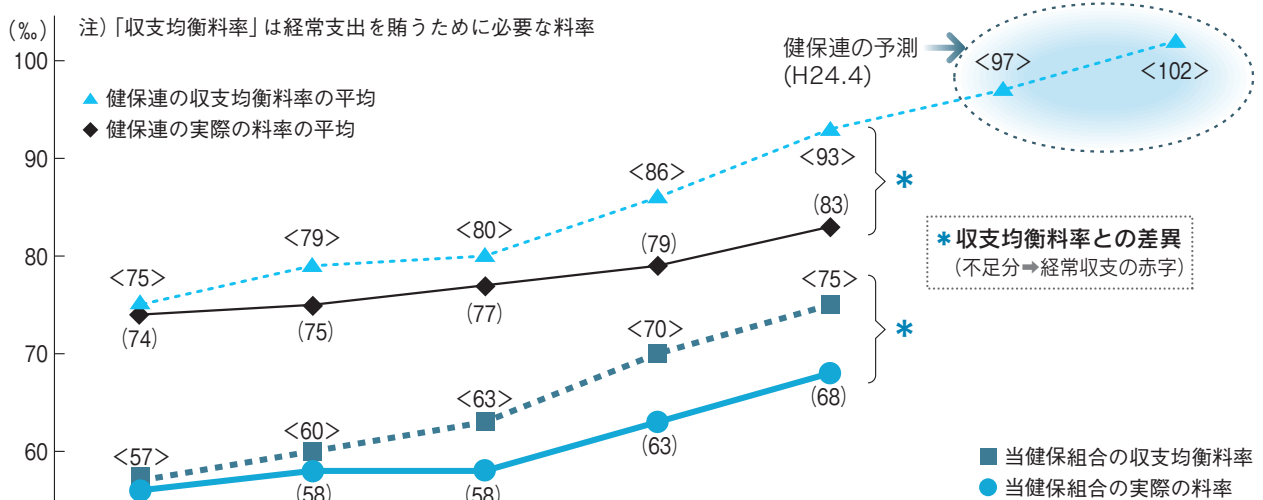
なお、来年度の保険料率・付加給付制度改定は来年2月開催予定の定例組合会において正式決定致します。

1≫ 高齢者医療負担金制度改定と健保組合の保険料率の状況

平成20年度の高齢者医療負担金制度の改定以降、各健保組合はその負担の増大を賄うため保険料率を引き上げています。約1400ある健保組合全体の平成24年度健康保険の平均料率は83%ですが、一方収支を均衡させるために必要な料率（収支均衡料率）は93%と10%の差があり、多くの健保組合が過去の積立金を取り崩しながら赤字経営をしている実態にあります。この収支均衡料率は更に上昇し、平成27年度には100%を超えると予測されています。

また、納付金（高齢者医療負担金）のうち、75歳以上の後期高齢者医療費の健保組合による支援金の分担方法が平成22年度より一部総報酬割（従来はすべて人頭割）となったことにより、被保険者の年収が高い健保組合に、より多くの負担が求められています。

表1 当健保組合と健保連（約1400健保）平均の健康保険料率及び収支均衡料率の推移



年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度予算	平成25年度予測	平成27年度予測
高齢者医療負担金制度改定	「老人保健拠出金」の廃止、「前期高齢者納付金」・「後期高齢者支援金」制度スタート。		後期高齢者支援金の負担方法を「1/3総報酬割」導入。			平成24年秋、財務省が平成25年度に後期高齢者支援金をすべて総報酬割とすることを提案。	

2 次年度の健康保険料率について

1 11月までの支出の状況

平成20年度以降の前期高齢者納付金（65～74歳の方の医療費の支援）、後期高齢者支援金（75歳以上の方の医療費の支援）などの「納付金（高齢者医療負担金）」（表3参照）はこの4年間で年平均12・6%の大幅な増加で推移し、健保組合財政逼迫の主因となっています。「給付費」（表4参照）の内、大部分を占める法定給付費の被保険者一人当たりのこの4年間の年平均増加率は3・7%ですが、本年度の増加率は先端医療の高額化などを背景に6・6%と大きな伸びが見込まれており、今後の動向を注視していく必要があります。

また、毎年10億円弱を支出している「保健事業費」はそのほとんどを健康診断や保健指導の補助など疾病予防事業に充てており、加入者の健康を維持し、将来の医療費を抑制するために必要な支出と考えています。

2 次年度平成25年度の保険料率の予測

（表2参照）

近年の恒常的な経常収支の赤字により、余裕資金である別途積立金は本年度末において枯渇寸前の6億円の規模が見込まれ、次年度以降の経常収支の赤字を別途積立金で埋めていくことができない状況となっています。この状況については前回（7月23日）の組合会において、今後の保険料率水準は①経常支出を賄う収支均衡率を確保、②枯渇が見込まれる別途積立金は単年度収支の振れを概ね吸収し得る10億円規模を維持できる水準とすることが確認されました。

この確認を踏まえて、当年度と高齢者医療負担金の制度が変わらない前提で保険料率を試算すると今年度

より11%引き上げた79%（被保険者 24%↓29・5%）
 （*）、事業主 44%↓49・5%）とする必要があります。
 （*）被保険者の年間保険料は例えば標準報酬年間総額が700万円の場合、700万円×5・5%＝38・5千円増加します。

また、平成25年度に後期高齢者支援金をすべて総報酬割とすることが検討されており、この導入が実施された場合は、15%引き上げた83%（被保険者 24%↓31・5%、事業主 44%↓51・5%）の料率が必要となります。

なお、平成26年度以降の料率については高齢者医療制度の抜本改革如何に拘わらず健保組合の高齢者に対する医療費負担の増加は続き、また当健保組合加入者の医療費についても増加は避けられないものと思われ、保険料率は今後も毎年見直しを検討していくこととなります。

3 付加給付制度の一部改定について

付加給付は法定給付に上乗せして健保組合が独自に給付する制度です。健保組合の財政悪化が続く中で、多くの健保組合が付加給付制度を一部廃止または縮小しています。

当健保組合でも平成23年度診療分より月間の医療費自己負担上限額を従来の5千円から他の健保組合並の25千円に引き上げ、給付縮小を行っています。

次年度保険料率の大幅な引き上げが避けられない状況では、他の多くの健保組合で既に廃止されている一部の付加給付制度を引き続き維持することは、等しく自分の保険料負担を求める被保険者と事業主の理解を得られないものと考え、同業損保8健保組合が既に廃止もしくは一部のみに残っている付加給付制度（表5参照）については、来年4月に廃止することを検討しています（表6参照）。

表3 納付金（高齢者医療負担金）の内訳と推移

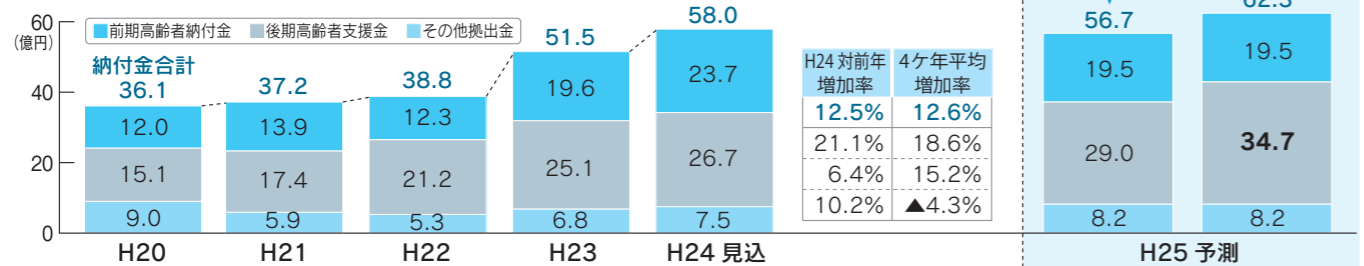


表4 給付費の内訳と推移

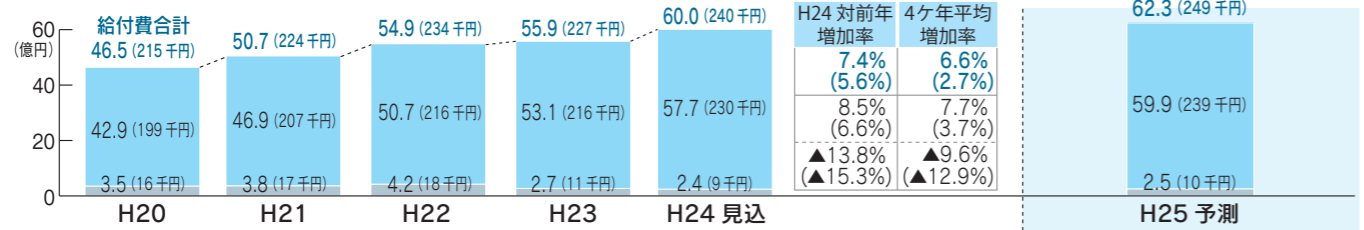


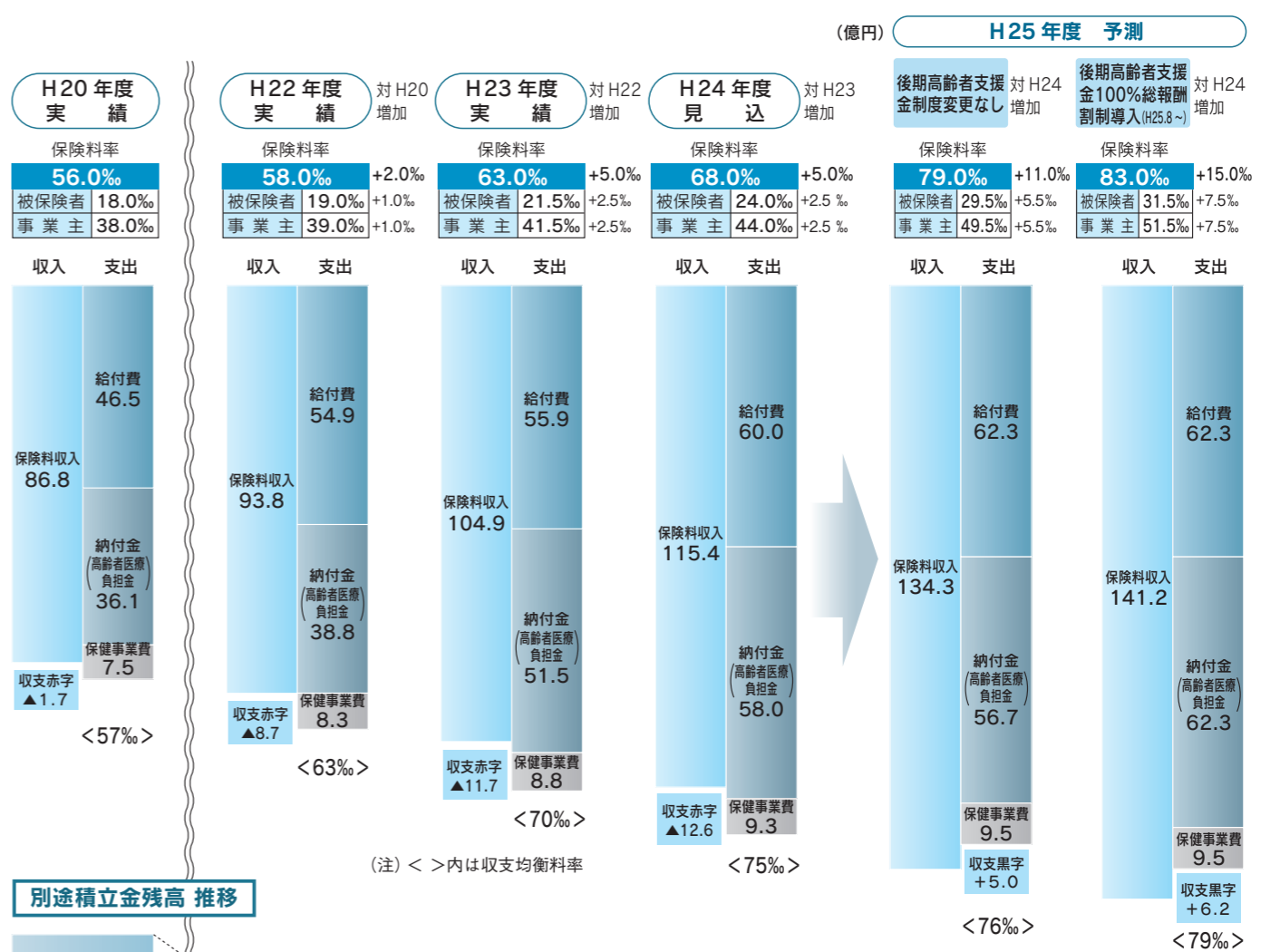
表5 損保の健保組合における付加給付制度

	当健保	A 健保	B 健保	C 健保	D 健保	E 健保	F 健保	G 健保	H 健保
一部負担還元金	○	○	○	○	○	○	○	○	○
訪問介護療養費付加金	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合算高額療養費付加金	○	○	○	○	○	○	○	○	○
傷病手当金付加金	○	×	×	×	×	×	×	×	×
埋葬料付加金	○	×	×	×	×	×	×	×	×
出産育児一時金付加金	○	×	○	×	×	×	×	×	○

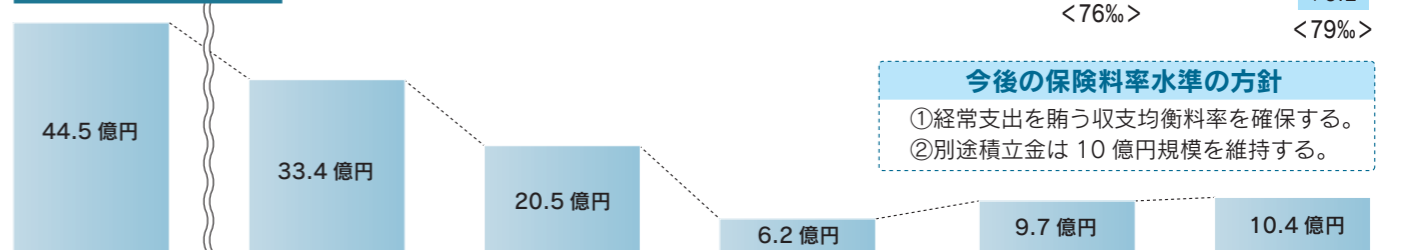
表6 廃止対象の付加給付*制度について

	傷病手当金付加金 (被保険者)	埋葬料付加金 (被保険者・被扶養者)	出産育児一時金付加金 (被保険者・被扶養者)
付加給付の内容	標準報酬日額の15分の2を給付（表5他の8健保は付加給付制度なし）	50,000円（表5他の8健保は付加給付制度なし）	一児につき36,000円（表5のB健保は26,000円、H健保は35,000円）
H24の見込額(計)	46百万円	2百万円 (73百万円)	25百万円
法定給付の内容	休業一日につき標準報酬日額の3分の2を1年6カ月間給付	50,000円	一児につき420,000円 (場合により、390,000円)

表2 健康保険の経常収支と別途積立金残高の推移



別途積立金残高推移



今後の保険料率水準の方針

- ① 経常支出を賄う収支均衡率を確保する。
- ② 別途積立金は10億円規模を維持する。